全肢連情報

毎月１５日発行　VOL.805　2026年10月15日発行

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

目次

今月の表紙【千葉県】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
『早秋の印旛沼』

ブロック大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第 42 回九州ブロック肢体不自由児者父母の会宮崎大会　開催

中央情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
中央教育審議会の動向、及び令和８年の事業等について
文部科学省初等中等教育局　視学官　菅野　和彦

広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

理事コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
理事　米田　操

お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
10 月～11 月スケジュール

事務局だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
新職員紹介　馬場　久美子

□編集・発行
公益社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚３－４３－１１
福祉財団ビル５階
ＴＥＬ：０３－３９７１－３６６６
ＦＡＸ：０３－３９７１－６０７９
メール：zenshiren@zenshiren.or.jp

全肢連ホームページ

ブロック大会

第42回九州ブロック肢体不自由児者父母の会宮崎大会　開催

令和８年９月５日（土）・６日（日）の２日間にわたり、宮崎市民プラザ１階 オルブライトホールにて、「第42回九州ブロック肢体不自由児者父母の会宮崎大会」が開催されました。大会テーマは、「子も親も家族も 住み慣れた地域で安心安全 心豊かに生きられる社会へ つなぐ！つながる！」です。障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に、心豊かに暮らし続けられる社会の実現を目指し、障がいのある子どもたちが成長し、大人になり、そして親亡き後も、自分らしく地域の一員として生きていくために、医療・福祉・教育・就労・住まい・地域のつながりが切れ目なく支え合う仕組みの必要性が示されました。

基調講演では、国立熊本高等専門学校 特命教授の福島勇氏をお迎えし、「肢体不自由児のデキルことを活かす支援技術について」をテーマに、第一線で活躍されてきたご経験と専門的な視点から、障がいのある子どもたちの可能性を引き出す支援技術についてお話しいただきました。また、ゲスト講演では、テノール歌手の米良美一氏をお迎えし、「波乱万丈物語～未来に向けて～」と題してご講演いただきました。カウンターテナー歌手としての海外での活動など、グローバルな視点も交えながら、未来に向けた希望につながるお話を伺いました。

講演後には、MRT micc ２階 ダイヤモンドホールにて情報交換会が開催され、参加者同士の交流を深めました。

「今、私たち一人ひとりに何ができるのか」を考える貴重な機会となりました。当事者・家族・支援者・行政・地域が手を取り合い、互いの想いをつなぐことで、笑顔が広がり、次世代へ希望をつなぐ地域共生社会の実現につながることを願い、学び深い大会となりました。（島田）

中央情勢

下記の記事につきましては、2026 年度全国大会（弘前）にて紹介されたものです。

中央教育審議会の動向、及び令和８年の事業等について

文部科学省初等中等教育局
併）特別支援教育課特別支援教育調査官
視学官　菅野　和彦

Ⅰ　中央教育審議会について

令和６年 12 月 25 日に、文部科学大臣から中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が諮問されました。

この諮問を受け、教育課程企画特別部会において、初等中等教育分科会や教育課程部会への報告を交えつつ、教育課程の枠組みに関する事項や教科横断的な事項を中心として審議を行いました。令和７年９月には、13 回にわたる検討の結果を令和７年９月に「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」として暫定的に取りまとめ、今後の本特別部会における更なる検討の深化や各ワーキンググループ等での検討の前提として整理されました。

論点整理を踏まえ、特別支援教育ワーキンググループにおいては、同年 10 月から 10 回にわたって検討を重ね、本年６月に「特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ」を示しました。第２回と第３回においては、関係団体からのヒアリングを実施し、全国肢体不自由児者父母の会連合会会長の清水誠一様からは、肢体不自由のある子供たちや保護者の視点から、貴重なご意見を賜りました。例えば、肢体不自由のある子供たちへのリハビリの重要性に加え、学校での自立活動の充実、外部専門家（理学・作業療法士）の活用など、多岐にわたるご意見を賜りました。あらためて御礼申し上げます。

第４回においては、自立活動の充実に向けた方策について検討し、自立活動が心身の調和的発達の基盤を培うものであることや、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること、そして、特別支援学校の教育活動全体を通じて、自立活動の視点をもって取り組む必要があることなど、自立活動の位置づけがまとめられました。また、子供主体の視点に立った自立活動の更なる展開、自立活動の内容等の示し方、実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方などの観点から、改善の方向性が示されました。このほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育（通級による指導や特別支援学級も含む）や、特別支援学校における交流及び共同学習、知的障害のある子供たちに対する各教科など多岐にわたる検討を行いました。

なお、「論点整理」や「特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ」の詳細については、紙幅の関係上、割愛しますので次の QR コードからダウンロードしていただければと思います。

【参考】

〇教育課程企画特別部会　「論点整理」（ポイント：詳細版）

〇特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ（案）　※会議後修正

Ⅱ　令和８年度特別支援教育関係予算の概要

令和８年度の特別支援教育関係予算（図１）については、全体で 51 億円（前年度比同額）を計上し、障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築するための経費等を確保しています。ここでは、紙面の関係上、医療的ケアに係る事業（図２、図３）を取り上げます。なお、以下の（　）内は新規又は令和７年度予算額（以下同）となっています。

◆医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

１　医療的ケア看護職員の配置

４，542 百万円（4，562 百万円）

学校における医療的ケア看護職員の配置（修学旅行等や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援。令和八年度は 5，300 人分（対前年度 400 人分増）に拡充。

２　学校における医療的ケア実施体制整備事業

13 百万円（31 百万円）

〇医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

医療的ケア児への保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和8年度予算額（案）　48億円
（前年度予算額　47億円）

文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数：5,300人分（＋400人増） ✓ １日６時間、週５回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

＜補助対象＞　都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
＜補助割合＞　国：1/3　補助事業者：2/3
国：1/2　補助事業者：1/2（私立幼稚園）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援

配置人数：　730人分（＋170人増）

【関連施策】
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度））：1箇所×1,000万円）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、
- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和８年度予算額（案）　0.1億円
（前年度予算額　0.3億円）

文部科学省

現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている**。
- 学校に在籍する医療的ケア児の数が増加しており、学校生活や登下校時における保護者の付添いの負担軽減に向け、**医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**を実施し、取組を推進する。

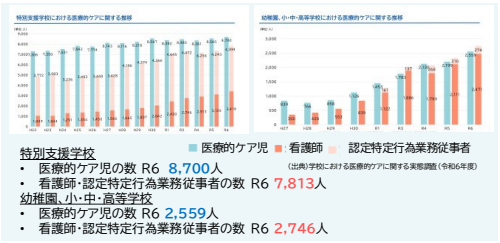

特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R6　8,700人
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R6　7,813人

幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R6　2,559人
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R6　2,746人

（出典）学校における医療的ケアに関する実態調査（令和6年度）

事業内容

医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究（継続：令和６年度～）

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。
（教育委員会　５箇所×約２百万円）

＜取組例＞
Ⅰ保護者の負担軽減に向けた地域の連携体制の構築
※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備／医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化　等

Ⅱ付添いに係るマニュアル等の見直し
※付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理　等

Ⅲ安全・安心な医療的ケアの実施に向けた研修実施体制の構築・見直し
※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施／着任前・着任早期の研修受講の促進　等

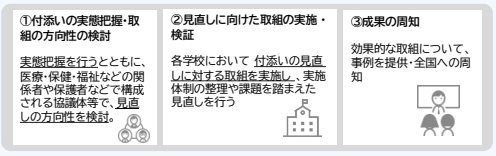

＜令和６年度時点の主な成果＞

【早期の手続き実施】
関係機関と情報連携を行うこと等により、医療的ケア児の入学前早期に手続きを開始することで、より早期に医療的ケアの実施体制を整えることができた。

【通学支援事業のモデル実施】
登下校時の保護者の付添いに係る負担を軽減するため、医療的ケア児の通学支援のモデル事業を通じて、関係者間の連携体制等の構築や課題の分析等を実施した。

【ニーズに応じた研修の充実】
新任看護師、通学車両に同乗する看護師及び教員向け等の研修を開催。オンデマンド方式を活用する等の工夫のもとに実施した。

担当：初等中等教育局特別支援教育課

Ⅲ　令和７年度学校における医療的ケア実施体制整備事業「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」の成果物の紹介

近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケアを必要とする子供（以下、「医療的ケア児」という）の在籍数は年々増加しており、医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備が求められています。令和３年９月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、特別支援学校のみならず幼稚園、小・中学校、高等学校等を含む全ての学校における医療的ケアの実施体制の整備が必要となっています。安心して暮らし続けられる共生社会の実現をめざして

このような中、令和５年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」（文部科学省調査）では、学校における医療的ケア実施体制の在り方等を定めるガイドライン等を策定している都道府県教育委員会は 93.6% となっている一方で、市区町村を含む教育委員会全体では21.7%となっており、各教育委員会におけるガイドラインの策定が急務となっています。また、ガイドラインを策定している教育委員会のうち、災害時対応の記載があるのは 33.1% に留まるなど、近年多発する災害への対応も急務となっています。

そこで、文部科学省では、市区町村教育委員会や学校における医療的ケアの実施体制の構築と充実につながるよう「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】を作成しました。特に、図４にある【ひな形】の全体概要では、［ 推奨される事項］と［ 必要に応じて推奨される事項］ を整理しました。［ 推奨される事項］ として示した内容は、文部科学省のこれまでの通知等や今般の学校における医療的ケア実施の状況を踏まえ、各教育委員会のガイドラインに記載することを求めるものとして示しました。

なお、「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」の詳細については、次の QR コードからダウンロードしていただければと思います。

文部科学省　令和7年度学校における医療的ケア実施体制整備事業（災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究）

全体概要（学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】について）

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

ガイドライン【ひな形】作成の背景

学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等（以下、「ガイドライン」という。）を策定している都道府県・市区町村教育委員会は全体で21.7%（うち医療的ケア児が在籍している教育委員会は54.2%）となっており※1、各自治体におけるガイドラインの策定が急務となっている。本ガイドライン【ひな形】は、学校における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に、各自治体が、学校※2における医療的ケア実施に関するガイドラインを策定・改訂する際の項目を例示するものである。

ガイドライン【ひな形】のポイント

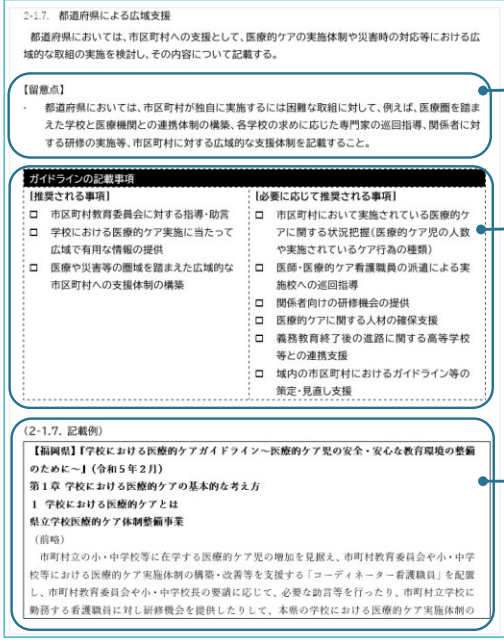

①各項目を検討する際の方向性【留意点】
各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって念頭におくべき方向性を記載。

②ガイドラインに必要な視点【記載事項】
ガイドライン策定に必要な視点を、網羅的に【記載事項】として、**【推奨される事項】**（通知等で示されている内容や今般求められる事項）と、**【必要に応じて推奨される事項】**（地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項）に分けて掲載。

③全国の自治体のガイドラインの記載例
全国の自治体において既に策定されているガイドライン等の記載内容を多数掲載。

ガイドライン【ひな形】の構成

1.はじめに
　1-1. ガイドライン策定の背景・目的
　1-2. 使用する用語の定義
　1-3. ガイドラインの位置づけ
2.教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
　2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
　2-2. 学校における管理・実施体制の整備
3.医療的ケアの対応範囲
　3-1. 実施可能な行為
　3-2. 実施に当たっての環境整備
　3-3. 主な医療的ケアの留意点
4.医療的ケア実施までの流れと実施事項
　4-1. 実施までの流れ
　4-2. 具体的な実施事項
5.保護者の付添い対応
　5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
　5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応
6.学校生活の各場面に応じた対応
　6-1. 校内の活動に関する対応
　6-2. 登下校時の対応
　6-3. 校外学習時の対応
7.緊急時対応
　7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
　7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
　7-3. 緊急事態発生時の対応
　7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止
8.災害対策
　8-1. 災害への備え
　8-2. 発災時の対応
　8-3. 事後の対応

※1　令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」
※2　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

おわりに

文部科学省においては、障害のある子供たちの学びの充実に向け、学習指導要領の改訂に取り組むとともに、関係機関等との連携により切れ目ない支援体制構築をはじめ、必要な方策の充実に努めてまいります。引き続き、文部科学省の取組に際し、ご理解とご協力をお願いいたします。

広告

令和９（2027）年度

IT 技術者在宅養成講座

（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

社会福祉法 人 東京コロニー
職能開発室
〒164-0001 東京都中野区中野 5-3-32
Tel：03-6914-0859 ／ Fax：03-6914-0869
https://www.tocolo.or.jp/syokunou

１．講座概要

IT 技術者在宅養成講座は、重度の身体障害のある方を対象に、就労に必要な情報処理技術と社会性・ビジネスマナーを、在宅等で学ぶ２年間の講習です。
パソコンの基本操作から、アプリケーション操作やプログラミングなどの専門的な技術まで、幅広い学習科目を設けています。また、IT に関する試験対策の指導も行っています。
1982 年に事業を開始し、これまで 150 名を超える方が修了しています。そのうち約 8 割が、在宅就労など何らかの形で就労しています。

２．募集内容

（１）応募資格

以下の条件をすべて満たす方となります。

① 身体障害者手帳を有しその等級が１級～３級である方
② 在宅等で週 20～30 時間程度の学習時間を確保できる方
③ 高校卒業程度の学力を有する方
④ 東京都内に住所を有する方

※ 学習時間の確保が難しいなど、ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

（２）募集定員

５名程度

（３）講習期間

２年間 ［2027 年 4 月～2029 年 3 月］
夏期休暇（1 ヶ月）、春期・冬期休暇（各 2 週間程度）があります。
体調不良等により一時的に講習継続が困難になった場合、最長１年間休学することができます。また、講習期間中に早期就職しても差し支えありません。

（４）講習費

講習費およびテキスト代金は無料
ただし、インターネット利用料金、資格試験の受験料などは自己負担となります。
Windows 搭載パソコンは、原則として各自でご用意ください。機器の選定等についてご不明な点がありましたら、事前にお問い合わせください。
※ 学習に必要なパソコンなどの機器類は、空き状況により貸与できる場合があります。

株式会社
インターメディカ

姿勢で変わる
子どもの未来！

重症心身障害児
（者）のケア
アドバンス

理事コーナー

「わが町　府中町」

理事　米田　操

広島県安芸郡府中町は人口５万２千人の町で５万人を越す町は全国でも府中町のみです。広島駅から１．５ｋｍの距離にあり便利で府中町の周りは広島市です。なぜか広島市と合併致しません。府中町は７年連続、広島県内で住みたいランキング１位です。

府中と言えば東京都に府中市があり、広島県にも府中市があります。昔国府があった所です。産業ではマツダ（株）本社工場があり、また大きな商業施設イオンモールがあります。スポーツでは皆様ご存じの通り、最下位の広島カープ、上位サッカーのサンフレッチェがあります。

このような府中町に昭和 50 年転勤し、出たり入ったりして現在に至っております。私事ですが民生委員児童委員、町内会長、テニスが好きで中学校で外部指導コーチ、施設の役員等で多忙な日々を過ごしております。元に戻り府中町は合併でなく単独の市になろうと舵を切って揺れ動いております。こんな府中町が好きで現在も住んでいます。

お知らせ

10 月～11 月スケジュール

ブロック大会

・関東甲信越ブロック　10 月 24 日（土）
　山梨県立図書館

・北海道ブロック研修セミナー　11 月　7 日（土）
　かでる 2.7

指導者育成セミナー

・九州ブロック　10 月 17 日（土）
　博多シティ 9 階　会議室

・中四国ブロック　10 月 31 日（土）－11 月 1 日（日）
　かがわ総合リハビリテーション福祉センター

・東海北陸ブロック　11 月 7 日（土）－15 日（日）
　近江町交流プラザ４階　集会室

・関東甲信越ブロック　11 月 20 日（金）－21 日（日）
　ROOMs 宇都宮店

事務局だより

新職員紹介

初めまして、馬場と申します。入職して日が浅いため、周りの方々の優しさと楽しさのもと助けられながら日々過ごしています。私も他の方に優しさと楽しさをお返しできるよう頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。（馬場）